

業務委託入札における平均額型最低制限価格の算定方法の変更について
(市内事業者に限る)

入札参加資格を市内事業者に限定する業務委託入札について、平均額型最低制限価格の算定方法を下記のとおり変更します。

本年7月5日以降発注の入札案件から適用します。

1 変更内容

(1) 調整率の引き上げ

引き上げ後の調整率を90%とします。

なお、緊急経済対策としての実施はこれをもって終了します。

(2) 入札書採用割合の引き上げ

対象の業種・営業種目、及び引き上げ後の入札書採用割合は、以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 業種「その他」、営業種目「剪定・樹木伐採」 | 8割 |
| ② 業種「清掃等」、営業種目「屋外清掃」 | 7割 |

なお、過去3年間の平均落札率を勘案して引き上げ幅を決定していますので、今後の推移を見た上で、また割合を見直す予定です。

2 実施期間

本年7月5日以降発注の入札案件から適用し、当分の間とします。

(参考) 業務委託入札の平均額型最低制限価格算定のための入札書採用割合及び調整率

(現行)

種別	入札書 採用割合	調整率
工事委託(※1)	8割	85%(90%※2)
一般委託	6割	

※1 地質調査、測量、建築設計、建設コンサルタントをいう。
ただし、固定額型最低制限価格方式を採用する案件を除く。

※2 緊急経済対策として平成21年7月1日開札分から適用中。

(変更後)

種別		入札書 採用割合	調整率	
工事委託(※1)		8割	90%	
一般 委託	業種 「その他」	営業種目 「剪定・樹木 伐採」		8割
	業種 「清掃等」	営業種目 「屋外清掃」		7割
	上記2つの業種・営業種目 以外で入札参加資格者を市内 事業者に限定するもの			6割

※1 地質調査、測量、建築設計、建設コンサルタントをいう。
ただし、固定額型最低制限価格方式を採用する案件を除く。